

目 次

序章 推進方策の策定に当たって	6
1 策定の趣旨等について	6
2 推進方策の位置付け	6
3 推進方策の推進の基本的な考え方	7
第1章 知的財産とは	8
第2章 知的財産をとりまく状況と知的財産活用推進方策	10
1 アメリカのプロパテント政策	10
2 日本における知的財産戦略	10
3 地方公共団体の責務と知的創造サイクル	11
4 知的財産活用推進の重要性	12
(1) 知的財産については知ること自体が重要	12
(2) 知的財産は経営戦略上の各局面において重要	12
(3) 知的財産は自社が開発した技術を保護し利益を守るために重要	12
(4) 知的財産は先端技術に限らず幅広いビジネスにおいて重要	13
(5) ブランド化の推進のためにも知的財産は重要	13
(6) 農林水産植物の新品種も知的財産により保護していくことが重要	13
(7) 海外でのビジネス展開においても知的財産により保護していくことが重要	13
第3章 知的財産をとりまく本県の現状	14
1 県内経済の状況	14
(1) 商工業の概要	14
(2) 農業の概要	15
(3) 林業の概要	15
(4) 水産業の概要	16
2 本県の知的財産の出願登録状況	17
(1) 特許	17
(2) 実用新案	18
(3) 意匠	18
(4) 商標（地域団体商標）	19
(5) 植物新品種	19

3	県内企業における知的財産の状況と課題（企業アンケートの概要）	20
(1)	知的財産に関する関心度と出願・保有状況	20
(2)	知的財産に関する体制と研究開発	25
(3)	知的財産への取組みの課題	28
4	本県の知的財産推進における課題	30
(1)	本県の知的財産権のシェアの低位と大企業等の寡占	30
(2)	県内中小企業の知的財産に対する関心の低さ	30
(3)	県内中小企業の知的財産への戦略的取組みの遅れ	30
(4)	県内中小企業の知的財産に関する体制や人材の不足	30
(5)	研究開発体制の未整備	30
(6)	県産品のブランド化と知的財産の活用の重要性	31
(7)	海外でのビジネス展開を踏まえた知的財産の保護の重要性	31
第4章	推進方策の目標と5つの柱	32
1	推進方策の目標	32
2	目標達成のための推進方策の5つの柱	32
(1)	知的財産についての理解向上に努める	32
(2)	知的財産の創造に向けた多様な支援を展開する	32
(3)	知的財産が適切に保護されるよう、きめ細かな支援を行う	32
(4)	知的財産の活用を促進し新たな利益の創出を図る	33
(5)	県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用を促進する	33
第5章	知的財産についての理解向上のための方策	34
1	中小企業、自治体等における人材育成	34
2	相談体制の強化	35
3	知的財産に関する専門家派遣	35
第6章	知的財産の創造に向けた支援	36
1	地域における知的財産の創造の支援	36
(1)	中小企業による商品企画や研究開発に当たっての技術調査の支援	36
(2)	研究開発・商品開発のための資金の支援	36
(3)	技術的な支援の充実	36
(4)	企業や生産者のニーズの掘り起こしとそれに応じた支援	37
(5)	発明・創造の奨励・振興	37
2	知的財産の創造に向けた産学官連携の推進	38
(1)	産学官連携による共同研究開発の促進	38
(2)	学術研究機関の知恵の活用	38

3	地域ブランドの確立と知的財産の活用	4 0
(1)	商標などの知的財産権を活用したブランド化の推進	4 1
(2)	「食材王国みやぎ」の推進と連携した「食」のブランド品の創出	4 2
(3)	本県産農林水産物のブランド化促進	4 2
(4)	「スマイルあったか宮城」の観光イメージづくり	4 3
(5)	「食と農林水産業の地域ブランド協議会」を活用した情報収集	4 3
(6)	アンテナショップによる情報発信と収集	4 3
(7)	農林水産物のオリジナル品種の育成と技術開発の推進	4 4
(8)	地域特産品の認証	4 4
(9)	宮城県伝統的工芸品の指定	4 4
第7章	知的財産が適切に保護されるための方策	4 5
1	知的財産の権利化の支援	4 6
2	知的財産に関連した権利等の保護の支援	4 6
3	商標を活用した商品やサービスの保護	4 6
4	特許庁の特許に関する料金の優遇制度等の活用	4 7
5	県有品種判定技術の確立	4 7
6	産地識別技術の確立	4 8
7	農産物知的財産権保護ネットワークの活用による情報収集	4 8
8	品種保護Gメンとの連携	4 8
9	様々な方法で自社の商品やサービスを保護する	4 8
10	海外における知的財産権の保護に係る支援	4 9
第8章	知的財産を活用した新たな利益の創出のための方策	5 1
1	事業化への支援	5 2
2	販路開拓等支援	5 3
3	観光キャッチフレーズとシンボルマーク商標の活用	5 3
4	地域の産業振興におけるシンボルマーク商標の活用	5 3
5	未利用特許の活用の促進	5 4
6	マッチング支援	5 4
7	インキュベーション施設による事業展開の支援	5 5
8	事業化に必要な資金の支援	5 5
第9章	県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用	5 6
1	県有知的財産の状況	5 6
(1)	特許出願件数	5 6
(2)	県有特許の保有件数	5 7

(3) 県有特許の実施許諾契約状況	5 7
(4) 県育成登録品種の状況	5 8
2 県試験研究機関による知的財産の創造・保護・活用	6 0
(1) 総合調整の強化	6 0
(2) 行政施策に連動した研究開発の推進	6 0
(3) 企業や生産者のニーズに対応した研究開発の推進	6 0
(4) 知的財産の活用を見据えた研究開発	6 0
(5) 共同研究、受託研究における成果の取扱いの明確化	6 0
(6) 職務発明に関する各種手続、特許出願の迅速化	6 0
(7) 研究職員の知的財産研修の充実	6 1
3 県有知的財産の活用の促進	6 1
(1) 県有知的財産の効果的な活用	6 1
(2) 特許流通アドバイザーとの連携	6 1
(3) ホームページによる情報発信	6 1
(4) 特許流通データベースの活用	6 2
(5) 農林水産知的財産ネットワークの活用による連携強化	6 2
4 効果的な試験研究活動と成果普及の総合的な推進	6 2
(1) 行政施策・事業担当における取組み	6 2
(2) 試験研究機関・研究担当等における取組み	6 3
5 知的財産に関する支援体制の整備充実	6 3
第10章 推進方策の推進体制	6 4
1 知的財産の創造・保護・活用を踏まえた産業政策の事業展開	6 4
2 全庁推進組織の設置	6 4
3 関係機関団体との連携とネットワーク構築	6 4
4 知的財産の専門人材の育成と確保	6 4
5 知的財産に関する支援体制の整備充実	6 4
6 推進方策の機動的な見直し	6 4

(巻末)「宮城県内の知的財産支援機関マップ」